

## 取調用録音録画装置（設置型）設備更新工事に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、入札参加資格等について地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和5年9月20日

山梨県警察本部長 小柳津 明

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 取調用録音録画装置（設置型）設備更新工事
- (2) 工事場所 山梨県甲府市中央1丁目10番2号 甲府警察署  
山梨県山梨市北261番地 日下部警察署
- (3) 工事概要 入札説明書及び工事仕様書に定める内容であること
- (4) 工事期間 契約日の翌日から令和6年2月29日まで

### 2 一般競争入札の参加資格

- (1) 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 山梨県公共事業ポータルサイト「有資格者名簿（建設：電気通信）」に登載されていること。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (9) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

- (10) 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
- (11) 業務知識・遂行能力向上のための研修に関する規定を定めており、当該規定に基づき研修を実施していること。
- (12) 報奨・ペナルティに関する規定を定めていること。
- (13) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次のアからエまでのいずれかに該当する者のいない法人であること。
  - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
  - エ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (14) 次にあげる者を契約期間中、主任技術者として配置できること。
  - 同種・類似業務に従事した経験が過去にあり、当該業務に関し、主として指揮・監督が行える者。
- (15) 仕様書に定められた業務内容を公正かつ的確に遂行する体制及び能力を有し、令和2年4月1日以降に山梨県若しくは他都道府県等において、同種・類似工事（庁舎内のLANケーブル配線又は同種の通信ケーブル配線（ネットワーク機器設置設置を含む））の施行実績を有する者であること。

### 3 入札手続等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒400-8586 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県警察本部刑事部刑事企画課 庶務担当  
電話 055-221-0110（内線4012）

- (2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和5年9月26日（火）までの、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで交付する。

なお最終日（9月26日）の交付時間は、午前8時30分から正午までとする。

- (3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

ア 入札参加希望者は、令和5年10月2日（月）までの県の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時までの間に、別に定める競争入札参加資格確認申請書を、3(1)の場所に持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、最終日（10月2日）の提出時間は午前8時30分から正午までとする。

イ 期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和5年10月3日（火）までに通知する

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和5年10月12日(木) 午後1時30分

山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

山梨県警察本部2階 聴聞室

(5) 郵送による入札書の受領期限及び場所

入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で行う場合は、令和5年10月10日(火)午後4時まで、3(1)に必着のこと。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「財務規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、財務規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 4 その他

(1) 入札者が契約締結までの間に、2に掲げた一般競争入札の参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、財務規則第108条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、財務規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 違約金の有無

有

(6) 支払条件

前金払・完成払

(7) その他詳細は、入札説明書による。